

別添

水産分野におけるデータ利活用 ガイドライン 骨子

水産分野におけるデータ利活用ガイドライン

骨子目次（案）

第 1. 総論.....	1
1. 水産分野でのデータ利活用の意義	1
2. 水産分野での利活用促進のための利用ルールの必要性.....	1
3. 本ガイドラインにおける対象.....	2
第 2. 水産分野のデータ提供関係における基本的事項.....	3
1. 水産分野におけるデータ利用関係に基づく取決めの目的	3
2. 水産分野のデータ提供関係における当事者関係の整理.....	3
3. 水産分野における当事者と提供データの流れの整理	3
4. 各場面におけるデータ提供関係の特徴と留意点.....	5
(1) 漁協・産地市場へのデータ提供・創出.....	5
(2) 委託のための提供.....	5
(3) 提供先での独自利用のための提供	5
(4) 提供先での独自利用のための提供（再提供）	5
(5) 漁業者からの独自提供	5
第 3. 水産分野におけるデータ利用関係の特徴	6
1. 一般的なデータ利用関係とその対応.....	6
2. 水産分野で取り扱われるデータとその利用場面.....	7
(1) 水産分野で取り扱われるデータの内容.....	7
(2) 水産分野でのデータの利用場面.....	7
3. 水産分野におけるデータの特徴	7
(1) 漁業に係るノウハウの多くが法律上権利化されていない.....	7
(2) 漁業者の多くが個人であるため、活用されるデータの内容や状況に よっては、個人情報となる場合がある	8
(3) 漁業協同組合を経由してデータ提供がなされるケースが多い	8
(4) 漁業者・漁協にクローズドな利用関係が多い.....	8
(5) 漁業政策上用いられるデータの要請が大きい.....	9
4. 水産分野におけるデータ利用関係のルールの方針.....	9
(1) 水産分野におけるデータの特徴を踏まえた利用ルール	9
(2) 他のガイドラインを踏まえた水産分野における利用関係に関するルール	10
第 4. 水産分野におけるデータ保護に必要な利用ルールのポイント.....	12
1. モデル契約書の提示方針.....	12
(1) モデル契約書のポイント.....	12
(2) タームシート（契約書の概要を示したもの）の添付.....	12

2. 個人情報関係	12
3. データ提供関係.....	12
第 5. データ提供に必要な雛形等	13
第 6. ユースケースの掲載	13

第1. 総論

1. 水産分野でのデータ利活用の意義

現在、水産分野では「スマート水産業」への取組が行われているところである。

「スマート水産業」では、ICT や AI 等の先進技術の水産業に活用することにより、水産業の効率化・高度化を図るほか、競争力のある水産業を実現するとともに、将来の担い手確保に貢献することも期待されている。

具体的には、生産段階から流通に至る過程で生じるデータを活用し、ICT 等を高度に駆使することにより、例えば、

漁場形成予測による操業の効率化や漁場資源探査

ロボット等の導入による操業の自動化・効率化

適切な資源確保に必要な資源管理の実現等

を行うことが期待されている。

このようなスマート水産業において中核をなすのは、生産や流通において生じるデータの高度な利用である。データを活用することにより、これまで勘に頼ってきた操業を、再現性の高い操業や、データに基づく予測を利用した操業や資源管理などを実現することが可能となる。

そこで、スマート水産業の実現に際しては、水産業に係るデータを効率的かつ幅広く収集し、これを高度に活用するため、漁業者のみならず、様々なステークホルダーにおいて利用することが望まれる。

2. 水産分野での利活用促進のための利用ルールの必要性

スマート水産業において必要なデータを円滑かつ幅広く利用者が活用するためには、データの提供者が安心してデータを提供できるようにするための環境整備が必要である。

例えば、生産に関するデータについては、これまで漁業者が、長年の経験に裏打ちされた「勘」をデータ化することにより、経験がない者であっても、同様の操業ができることが期待される一方で、経験ある漁業者がデータ提供を行ったために経済的な損失を被るようであると、データを提供した漁業者から見ると、データを提供することをためらうことにつながる。

そこで、データの広範な利活用を図るためには、データ提供者が安心してデータを提供できるようにするほか、提供を受けたデータ利用者においても、データの利活用により生み出された価値の対価を適正に享受できるような環境が求められる。

特に水産業においては、一旦、データが流出すると、法律上権利として保護されないものが多く、データ提供者の利益が損なわれるおそれがあることなどから、データ

提供者の利益を十分に考慮した利用ルールに基づいて、データの利活用が図られる必要がある。

本ガイドラインでは、このような観点を踏まえて、水産業におけるデータの利活用を促進するために必要な利用ルールのあり方を示すことを目的とする。利用ルール策定に際しては、データ提供者やデータ利用者において、それぞれの利益が適正に保護されることに留意する。

3. 本ガイドラインにおける対象

本ガイドラインでは、水産分野において取り扱うデータのうち、生産の場面で生じたデータを中心に、原データ及び加工等がなされた派生データ等を対象とする。

他方、流通段階で生じたデータについては、産地市場データは対象とするが、流通会社における取引データや物流データ等は、原則として対象としない。

第2. 水産分野のデータ提供関係における基本的事項

1. 水産分野におけるデータ利用関係に基づく取決めの目的

水産分野におけるデータ利用関係に基づいて取決めを行う目的や、取決めにより、回避することが想定されるトラブル等について示す。

2. 水産分野のデータ提供関係における当事者関係の整理

水産分野におけるデータの利用関係を担う当事者について整理し、その特徴や留意点を示す。当事者としては、漁業関係者（漁業者、漁業協同組合、産地市場等）、研究者・研究機関、民間事業者、行政機関等などが想定されるが、それぞれのデータ利用関係における位置づけや特徴、およびそれらを踏まえた留意点を示す。

3. 水産分野における当事者と提供データの流れの整理

水産分野におけるデータの利用関係に関する利用ルールを検討するに際しては、水産分野において生じうるデータの提供関係について整理し、各場面でどのような利用ルールが必要であるかを整理する必要がある。

漁業者からのデータの提供関係では、個人事業主が多いことから、漁業者に紐づけられて提供されるデータについては、個人情報としての側面を有するため、これに着目した対応が求められる。

他方、漁業者のデータは、漁業協同組合が取りまとめて提供を行うことが多く、漁業協同組合が情報提供者として位置づけられることが多くなることが想定される。

上記を踏まえ、水産分野において生じうるデータの提供関係について整理し、各場面でどのような利用ルールが必要かを示す。

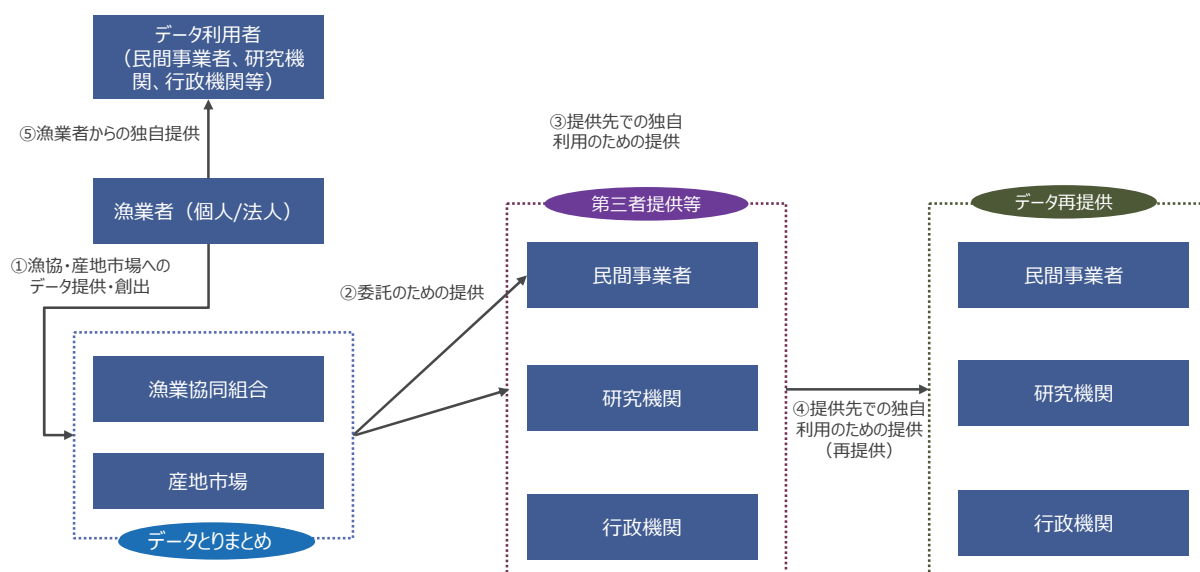


図 1 漁業者起点で見た水産分野におけるデータ提供の流れ

データ提供のパターン	概要	備考
①漁協・産地市場へのデータ提供・創出	・漁業者から漁業協同組合等へ行われるデータ提供 ・水揚げや操業に係る情報（漁業において生じる情報）に関するデータ提供。組合における規約等に基づく。	・漁業者自身も漁業協同組合の構成員であることが多いが、組合員以外が水揚げを行う場合も生じる。 ・漁業者がもつデータを提供する場合のほか、水揚げの計量結果など、漁業者と組合等で共同してデータ作成を行うケースもある。
②委託のための提供	・漁業協同組合が、委託先の民間事業者に対して行うデータ等の提供。委託契約に基づいて行われる。	・この場合には、漁業者の個人情報の提供は第三者提供としては扱われない。 ・委託業務において供されたデータや、派生データの利用権限は、委託契約等において定められる。
③提供先での独自利用のための提供	・漁業協同組合が、提供先での独自利用を認めて行うデータ等の提供。データ提供契約等に基づいて行われる。	・民間事業者との共同研究や、研究機関等における利用、行政機関等への報告などにより行われる。 ・漁業者の個人情報が含まれる場合に、研究目的や法律上の提供などにより、本人の同意を要しないケースもある。
④提供先での独自利用のための提供（再提供）	・③により提供を受けたデータ利用者が、別の者が独自利用するために行うデータ提供。データ提供契約等に基づいて行われる。	・例えばデータベース利用者のために行うデータの提供や、流通段階等での提供などが想定される。 ・③におけるデータ提供に係る利用ルールにおいて、提供範囲等は定められる。
⑤漁業者からの独自提供	・漁業者が、漁業協同組合を経ないで直接行うデータ提供。データ提供契約等により行われる。	・漁業者が自らのデータを、漁業協同組合を経ずに行うデータの提供。 ・行政機関等への個別の提供や、民間事業者、研究機関等への研究協力などが想定される。 ・漁業協同組合と共同で生成したデータ等については、漁業

データ提供のパターン	概要	備考
		協同組合と調整の上での提供が必要。

4. 各場面におけるデータ提供関係の特徴と留意点

1 で整理した各場面について、具体的に必要となる利用ルールについて、データ利用関係の特徴を示したうえで、留意点等を示す。

- (1) 漁協・産地市場へのデータ提供・創出
- (2) 委託のための提供
- (3) 提供先での独自利用のための提供
- (4) 提供先での独自利用のための提供（再提供）
- (5) 漁業者からの独自提供

第3. 水産分野におけるデータ利用関係の特徴

1. 一般的なデータ利用関係とその対応

データの取扱いに関して、必ずしも権利として保護されるわけではないが、この点については必ずしも十分な理解が得られていない。このような課題を解消するため、これまでデータ利用の利用ルールに関する各種ガイドラインが示されてきた。

データ一般については、経済産業省の作成した AI・データの利用に関する契約ガイドライン（以下「経済産業省ガイドライン」という。）において、データ提供に係る留意点や、提供関係において求められる契約の内容、さらにデータを活用した AI の開発において求められる契約関係やその内容等が示されており、契約の雛形も提示されている。

さらに上記を踏まえて、農業分野における特殊性を踏まえた、農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン（以下「農業分野ガイドライン」という。）が策定されている。この中では、農業分野のデータ利用関係の特殊性などを踏まえた形で、データ提供に係る契約内容や契約のひな型が示されているほか、農業におけるノウハウの重要性に着目した AI の開発等に係る契約内容や雛形が提示されている。

水産分野におけるデータ保護を考える場合には、これらのガイドラインの中で参考になる部分を踏まえることで、分かりやすい利用ルールとするとともに、水産分野において特徴的な事案については、別途のデータ保護に必要な内容を整理する

表 1 本ガイドラインと他のガイドラインの比較

	経済産業省ガイドライン	農業分野ガイドライン	水産分野ガイドライン
対象となるデータ利用関係	一般（特定の利用関係を想定していない）	農業分野におけるデータの利用関係（農業分野の特殊性のある部分を対象とする）	水産分野におけるデータ利用関係（水産分野の特殊性のある部分を対象とする）
主な利用者	データ利用関係に基づいて取決めを行う者全般	農業関係者（農業従事者、農業団体）、研究開発機関、民間事業者、行政機関等	漁業関係者（漁業者、漁業協同組合）研究開発機関、民間事業者、行政機関等
ガイドラインにおいて保護すべき知的財産等	データ（派生データ含む）等	データ、農業関係者のノウハウ	データ、漁業関係者のノウハウ、ノウハウに該当しない情報
水産分野におけるガイドラインとの関係	産業横断的に適用すべき部分は採用する	例えば養殖漁業、栽培漁業など、「育てる漁業」の部分については、農業分野のガイドラインを参考にする ※例：ノウハウ部分の保護について	データ提供者における特徴（個人情報性、漁業協同組合等）などの特殊性に根差す部分を記載

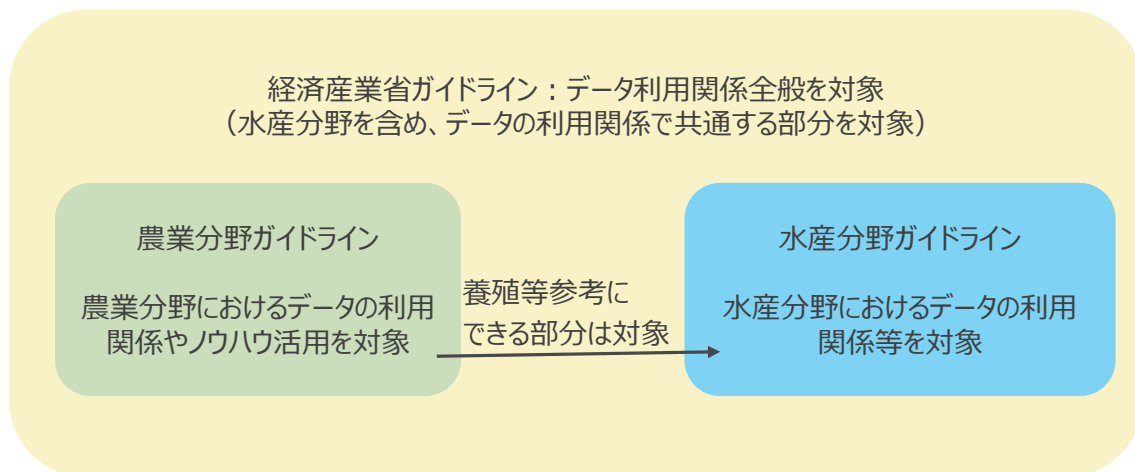


図 2 各ガイドラインの適用関係

2. 水産分野で取り扱われるデータとその利用場面

(1) 水産分野で取り扱われるデータの内容

本ガイドラインでは生産の場面で生じたデータを対象とする。それぞれのデータの特徴を考慮の上、利用ルール等を示す。

(2) 水産分野でのデータの利用場面

水産分野のデータが漁業者等から提供される場面としては、漁業協同組合等におけるシステムでの利用や、民間事業者や研究機関による利用、そして、第三者による派生的な利用等が想定される。これについて考慮の上、利用ルール等を示す。

3. 水産分野におけるデータの特徴

水産分野において生成・活用されるデータについては、以下のような特徴を有している。

(1) 漁業に係るノウハウの多くが法律上権利化されていない

操業時間や漁場位置、漁具等の漁業を行う上での情報については、法律上権利化されておらず、事実上の利益でしかないため、一旦流出してしまうと、権利の保護が期待できないことから、事実上の利益を確保するためには、情報が秘匿されることがある。

また、知的財産の観点から見た場合には、権利として保護することが難しい場合が多く、営業秘密として扱われることがある。

このように、漁業、特に自由漁業における情報は、開示することにより、情報提供者の利益が損なわれるおそれがあるため、データ流通しにくいという性格を有している。

(2) 漁業者の多くが個人であるため、活用されるデータの内容や状況によっては、個人情報となる場合がある

水産分野の情報を提供する漁業者には、個人事業主が多くいることから、操業情報や水揚げ情報も漁業者個人と紐づいて提供されることがある。そのため、個人事業主である漁業者から提供される情報は、活用されるデータの内容や状況によっては、個人情報となる場合がある。

データ提供に係る利用ルール一般でも、提供データに個人情報が含まれることは想定されており、個人が特定される場合には、個人情報保護法等に則った対応を講じるべき旨が各種ガイドラインにおいても示されている。水産分野の場合には、その傾向が高い上、漁獲に係る情報は事業主における経済的なノウハウに関わるものも多いことから、データ提供関係の取扱においては、これらの状況を踏まえた対応が求められる。

(3) 漁業協同組合を経由してデータ提供がなされるケースが多い

水産分野のデータ提供関係において、漁業協同組合は重要な位置づけを果たしている。漁業協同組合は組合員のために事業を行っており、組合員たる漁業者が提供する情報の取りまとめを行ったり、必要に応じて外部への提供等を行ったりすることもありうる。また産地市場を経営している場合には、産地市場における取引等に係る情報の管理等を一元的に行っている。

そのため、データ提供に係るガイドライン策定においては、漁業者と漁業協同組合の関係を念頭に入れた検討が求められる。

(4) 漁業者・漁協にクローズドな利用関係が多い

従来、漁業者から漁業協同組合へ提供されたデータや、試験研究のために提供されたデータなどは、比較的クローズドな範囲での利用関係が多かったと考えられる。提供の前提として、提供者と利用者間で一定の信頼関係が存在することから、提供者が想定していない利用や流出といった事態は生じにくい。そのため、詳細な利用関係や権限等の取決め等もなされてこなかったところである。

一方で、今後推進していくスマート水産業においては、幅広いデータ利用者を想定し、これらの創意工夫を通じて、漁業者や関係者においてメリットが生じるような製品やサービスが開発されることが期待されている。そのため一定の範囲で、オープンなデータ利用が求められている。

従来のクローズドな利用関係において保護された当事者間の利益や信頼が、オープンな利用により損なわれるおそれがあれば、データの提供自体が滞ることも懸念される。そのため、本ガイドラインでの検討においても、この観点から検討が求められる。

(5) 漁業政策上用いられるデータの要請が大きい

漁獲データについては、資源評価を行うための基礎となるものであり、資源情報を適切に把握することにより、適切な漁業政策を実現することが可能となる。

改正漁業法において、新たな資源管理のために科学的な調査や評価を行うことが位置付けられるとともに、知事許可漁業と漁業権漁業についても、漁獲実績の報告が義務化されるなど、水産分野のデータについては、漁業政策上の利用のニーズも高くなっている。

政策上、データを利用する場合には、法律に基づいてデータを収集する場合と、法律に基づかないでデータを収集することが想定される。前者は、法律に基づいて行われるため、法律で示された目的や対象情報等の範囲であれば、データの提供者との関係で、特段の事務的な対応は要しない。しかし、後者の場合には、データ提供者との間では、データ提供に関する同意を得る必要が生じる可能性がある。

本ガイドラインにおいては政策上の要請に基づいてデータを利用する際に、データ収集の態様に応じた、手続関係を考慮した利用ルールのあり方を含んだものとすることが想定される。

4. 水産分野におけるデータ利用関係のルールの方針

水産分野で取り扱うデータの特徴等を踏まえて、本ガイドラインにおけるデータ利用関係のルールの方針を示す。

(1) 水産分野におけるデータの特徴を踏まえた利用ルール

水産分野におけるデータの特徴を踏まえ、以下のような観点からデータの利用関係について示す。

① 漁業における事実上の利害関係を踏まえた利用ルールのあり方

漁業の場合には、秘密保護等の観点から見ると、法制度に基づいて知的財産の保護を図ることが難しいケースが多い。

他方、漁場や養殖に係るデータが流出することにより、良好な漁場に関する情報や養殖技術に関する情報がオープンになってしまうと、結果として大きな経済的な損失を被ることが懸念される。

このような観点から、漁業における事実上の利害関係に着目して、利用ルールのあり方を示す。

② 多様な漁業形態を踏まえた利用ルールのあり方

漁業の場合、沖合・遠洋の漁船漁業、沿岸の定置網漁業、一本釣漁業、採貝採藻など、多様な形態で行われており、それぞれの態様に基づいて、データの収集における留意点や対応の可能性などが異なってくる。

また農業分野と類似性を有すると考えられる養殖等については、農業分野における検討の成果を踏まえたルールの方針を示す。このような多様な漁業の形態を踏まえた利用ルールを示す。

③ 個人情報となりうる可能性を加味した利用ルールのあり方

漁業者の多くは、個人事業主であり、他の分野に比べて、漁業者情報は個人情報となるものが多いと考えられる。

原データを出す場合と匿名加工等の処理を施す等の対応を図る場合など、具体的な対応についても考慮した利用ルールを示す。

④ 漁業協同組合等の関与を想定した利用ルールのあり方

漁業者データの利活用に関しては、生産者団体、産地市場等という観点から漁業協同組合の関与が大きい。利用ルールにおいては、漁業協同組合の関与のあり方などについて示す。

⑤ 政策的な観点を踏まえた利用ルールのあり方

水産分野におけるデータの利活用は、国が資源評価を行う上で根幹をなすともいえる。このような政策的な観点を踏まえた利用ルールを示す。

(2) 他のガイドラインを踏まえた水産分野における利用関係に関するルール

5. 水産分野のデータの特徴を踏まえたルールのほかに、本ガイドラインでは、「第3 1 一般的なデータ利用関係とその対応」に示すように、他のガイドラインを踏まえて、水産分野におけるデータ等の利用ルールを示す必要がある。

他のガイドラインを踏まえて、水産分野でのデータ利用ルールの内容を示す。

① 経済産業省ガイドラインを踏まえてルール検討をする水産分野における利用関係

経済産業省ガイドラインにおいては、データの利用関係やその対象となるデータについて、特定の分野を想定せずに、当事者間で定めるべきルールのあり方等を示している。

水産分野の場合には、例えば、民間事業者間でデータ提供関係に立つ場合には、取り扱うデータが水産分野データの場合であっても、漁業関係者特有の利害がないようなケースでは、原則として一般的なルールに基づいて利用関係に関する取決めを行うことになる。

また民間事業者が、保有する気象データ等を漁業関係者に提供するような場合には、提供後に水産分野のデータとなりうるものの、提供前は水産分野のデータではないことから、原則として、一般的なルールに基づいて、取決めが行われることになる。

このように水産分野におけるデータ利用関係であっても、一般的なガイドラインに基づいて、当事者間の取決めを行うべきケースがあることから、このような場面を整理した上で、その場合に一般的に適用される契約条項等を示す。

② 農業分野ガイドラインを踏まえてルール検討をする水産分野における利用関係

農業分野ガイドラインは、主に農業関係者の利害関係の特徴を踏まえて、当事者間の利用ルールのあり方について示すものである。水産分野のデータ利用関係において

も、これとアナロジーとして捉えられる部分については、農業分野ガイドラインに基づいた取決めを行うことが妥当である。

例えば農作物の生産に係る創意工夫などについては、水産分野においても養殖業や栽培漁業での漁業関係者の創意工夫と同様に保護すべきケースが想定される。そこでこのような創意工夫の保護や、これを成育するための必要なデータの利用関係（AI の開発等を含む）の取決めにおいては、農業分野ガイドラインに示されるルールのあり方等を踏まえて、検討することが想定される。

このように、農業分野ガイドラインが想定する関係者保護の観点からの利用ルールについて、水産分野で適用されるケースを整理した上で、農業分野ガイドラインと同様の内容が適用される契約条項等を示す。

第4. 水産分野におけるデータ保護に必要な利用ルールのポイント

水産分野において、特徴的な内容について、利用ルールのポイントを示す。

1. モデル契約書の提示方針

(1) モデル契約書のポイント

本ガイドラインで示すモデル契約書のポイントを示す。

(2) タームシート（契約書の概要を示したもの）の添付

本ガイドラインにおける契約書ではタームシートの利用を想定する。その内容を示す。

2. 個人情報関係

水産分野の場合には、漁業者が提供する情報が個人情報に該当する可能性が多いことから、これを勘案した取決め内容や必要な処理等についてのポイントを示す。

3. データ提供関係

漁業者の情報については、個人、法人にかかわらず、事業者情報としての側面を有することから、この観点からのポイントを示す。

データ提供に関する取決めという観点からは、漁業者が起点となる情報について、漁業協同組合の位置づけ（実際のデータの管理権限が漁業協同組合にある場合の有無等）等に応じ内容を示す。

主に漁業協同組合が関与してデータ提供がなされる場合と、関与がない場合に分けて整理し、ポイントを示す。

試験場等により固有に生じたデータの取扱いについては、原則として経済産業省ガイドライン、農業分野ガイドラインを踏まえて整理し、ポイントを示す。

養殖や栽培漁業等に関しては、原則として農業分野ガイドラインを踏まえて整理するほか、水産分野で特徴的なものが該当する場合には、これを踏まえた内容を示す。

第5. データ提供に必要な雛形等

水産分野において求められる個人情報の提供関係及びデータ提供関係のひな型を示す

第6. ユースケースの掲載

水産分野におけるデータ利用関係の事例紹介を示す。

